

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03371

研究課題名（和文）東アジアにおける行政法の基本原則に関する比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Principles of Administrative Law in East Asia

研究代表者

蔡 秀卿 (TSAY, SHIOWCHING)

立命館大学・政策科学部・教授

研究者番号：00262832

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の主な研究成果は4つある。第1は東アジア（日本、台湾、韓国および中国を指す。以下同）においてそれぞれ、行政法、行政法の基本原則の生成と展開を分析しその特徴を明らかにした。第2は東アジアにおけるグローバルな行政活動を観念づけた。第3は東アジアにおける行政法および行政法の基本原則の到達点として、東アジアにおいて行政法および行政法の基本原則の生成ないし展開・変遷の要因、その普遍性と固有性、そして行政法全体、行政法の基本原則全体の様相を見出すことができた。第4は東アジアにおけるグローバルな行政活動の共通原則案を提言した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政法レベルにおいて、日本、台湾、韓国および中国の行政法・行政法の基本原則を横断的に包括的にそれぞれの生成と展開を比較分析したこと、グローバルな行政活動を観念づけたこと、東アジアの行政法の基本原則案を提言した諸点で本研究は先駆的である。これらの研究成果により、東アジアに各国の行政法・行政法の基本原則の状況への相互理解を深め自国の位置づけを再確認することができる。またグローバルな行政活動の共通原則を提示することにより、共通法論を構築し共通の法秩序基盤を作り上げ共通価値を醸成し東アジアの安定と平和につながることを期待でき、ASEANないしアジア全体に共通法論を広げていくことも期待できる。

研究成果の概要（英文）：In this research there are four main results. First, it has been analyzed the generation and development of administrative law and principles of administrative law in East Asia, and clarified their characteristics. Secondly, the concept of global administrative activities in East Asia has been considered. Thirdly, as the current status of administrative law and the principles of administrative law in East Asia, it has been found that the factors that generate and develop administrative law and principles of administrative law in East Asia, and their universality and uniqueness, focusing on constitutional changes, political factors, legislative reform, and globalization, and it has been able to get an overview of the overall administrative law and the principles of administrative law. Fourthly, it has been proposed common principles for global administrative activities in East Asia.

研究分野：行政法、基礎法学

キーワード：法治 明確性の原則 平等原則 比例原則 信頼保護の原則 適正手続の原則 透明性の原則 共通法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

国境を越えた行政活動をいかにとらえるかについて、ドイツではそれを国際的行政法ととらえられ、グローバルな政策の国内行政法の対応、国際機構の行う行政活動、グローバルな政策形成の原則原理の3つが研究対象とされる。行政法ではが中心に据えられるが、国際法と国内法との強い結びつきが重視されている。アメリカではそれをグローバル行政法 (Global Administrative Law) ととらえられ、約 2000 グローバル regulation、約 6000 国際 NGO、約 100 の国際裁判所とほぼ同数の準司法裁判所の活動が、行政法の研究対象とされる。また、国境を越えた行政活動に関する問題関心の所在について、ドイツの国際的行政法では国家 (とその機関) の役割を重視しつつ民主的正統性の「再定義」を図ろうとすることで前述の研究対象にあるように思われる。アメリカのグローバル行政法では、「国際」ではなく「グローバル」という概念を用いる通りに、グローバル行政の主体 (国際機構、国内機関ネットワーク、私的団体、公私混同型団体) とその活動を広くとらえていることで、従来の意味内容と異なる rule of law や due process の概念を再観念し、それらを共通原理原則として構想しようとする中で前述の研究対象にあるように思われる。言い換えれば、ドイツは EU 法という一次立法が存在する EU の中で行政法を国家法として前提としつつ EU 法との関係で国内行政法の理論的枠組を再構築するということを重視するのに対して、アメリカは超国家組織の制約のないためグローバルな行政活動の共通原理原則の形成を重視する、といえよう。

日本行政法において、グローバル化との関係をめぐる論議について、研究開始当初、すでに前掲のドイツ法やアメリカ法の理論的蓄積がある。ドイツ法やアメリカ法の理論から国内法の対応、国際機構の行う行政活動への対応、グローバルな行政活動の共通原則論の3つの大きな方向性が考えられる。しかし日本の行政法は、につき若干の議論があるが、全体として消極的と見受けられる。グローバル化への対応や共通法形成論への行政法の消極的な姿勢の背景・理由には、行政法は国家主権が前提で、かつその守備範囲が国家主権の及ぶ国内統治領域に限られ、国内の行政活動を法的・民主的に統制することによって国民の権利利益を保護するものとして位置づけられるもので、国境を越えた行政活動は国内行政法では想定されないこと、アジアでは EU に準ずる正式な超国家組織はまだ存在せず EU 法のような超国家組織の立法が存在せず、国境を越えた行政活動が存在しているとしても、国家主権の移譲・制約を伴わない以上、国境を越えた行政活動を観念する必要はないことがあるかもしれない。また、国境を越えた行政活動の概念を論じる必要がない以上、行政法レベルの共通法の理論も無意味であることも考えられる。

しかし本研究では、国境を越えた行政活動を「グローバルな行政活動」と呼んで、グローバルな行政活動は、ドイツやアメリカなどのみならず、東アジア・アジアにおいても多く存在しており、「グローバルな行政活動」を観念し、それを法的かつ民主的に統制する必要があることを問題意識とした。また、グローバルな行政活動への法的・民主的統制論を考えるには、前述の3つの大きな方向性のうち、本研究の問題関心は、国際組織の行う行政活動への対応、グローバルな行政活動の共通原則論である。それを考えるには、グローバルな行政のとらえ方や問題関心、アプローチにはドイツとアメリカとは違いがみられるが、EU という超国家組織の下のドイツの理論、グローバルの概念を広くとらえ規範づけようとする米国の理論は、法秩序全体が異なる東アジア・アジアには形成・展開可能か、ということが一つの視点となりうるであろう。あるいは、東アジアないしアジアには独特なものがあるのかも考察すべき点であろう。本研究では、これらの視点を入れつつ、最終的に行政法における共通法形成論、すなわち東アジアにおける行政活動の共通原則論を試みることにした。

2. 研究の目的

本研究の目的は二つある。第1目的は、東アジア (日本、台湾、韓国および中国を指す。以下同。) における行政法の基本原則の意味内容およびその具体化の様相を比較検討することにより、東アジアの行政活動に対する法的拘束の基本原則の同質性と差異を明らかにすることで、第2目的は、比較法研究を越えて、東アジアにおいて「グローバルな行政活動」に対する法的かつ民主的統制の課題を提示し東アジアにおける行政法の共通原則論を試みることである。

3. 研究の方法

行政活動の共通原則論を考えるに当たっては、共通法案づくりのプロセスについて、本研究では、「東アジア各国法から東アジア共通法へ」というボトムアップ式の研究方法を採用することとした。東アジアでは、各国が他国の法状況を相互に十分理解しているとはいえないことから、共通法を「生ける法」にするために、各国法の状況を明らかにすることが先決だと考えるからである。具体的には東アジアにおいて各国の行政法が何かの影響を受けてどのように生成して発展してきたのか、行政活動を拘束する基本原則がどのようなものがあるか、どのように外国法を受け継いで発展してきたのか、どのように理解されているのか、それらが裁判実務においてどのように具体化しているのかを、それぞれ整理し、比較検討し、東アジアにおける行政活動に対する法的拘束の基本原則の同質性と差異を明らかにし、そのうえ、東アジアにおける行政法の基本原則の到達点を踏まえてグローバルな行政活動の共通原則案を提示することとした。

また、各国行政法・行政法の基本原則の比較研究方法について、一般的には、特定の論点を取り上げ各国の状況を比較検討するものが多いが、本研究では、東アジアでは、各国の行政法、行政法の基本原則の生成、発展、行政法の発展に影響を与える要因や背景、到達点が異なっているため、こういう研究方法が難しいと考える。そこでさしあたり各国の行政法の生成や展開に大きく影響を与えるものを基軸に整序し、そこから各国行政法、行政法の基本原則の特徴を見出すという研究方法を採ることとした。

4. 研究成果

本研究では、以下の4つの成果を挙げている。

(1) 日本、台湾、韓国および中国における行政法の基本原則の比較分析

日本、台湾、韓国および中国において、それぞれ、行政法の生成と展開、その中で行政法の基本原則の生成と展開を分析し、行政法・行政法の基本原則の現状とその特徴を明らかにした。また、それを踏まえて中国の行政法を「民主集中制行政法」と称することとした。

(2) グローバルな行政活動の観念化

本研究では、グローバルな行政活動の概念について「グローバル公益を実現するための、法律行為と事実行為を含む、国境を越えた行政活動である」と広く定義している。グローバルな行政活動の内容については具体的には 国際機構・国際機関が直接に国際法に基づき執行し、各国内法に還元されない行政活動（純粋グローバルな行政活動）、 各国内行政機関が国際法に基づき国内で執行し国内に還元する行政活動（非純粋グローバルな行政活動）、 公私協働型のグローバルな行政活動の3つのタイプに分けて整序している。

(3) 東アジアにおける行政法及び行政法の基本原則の到達点

本研究では、東アジアにおける行政法および行政法の基本原則の到達点について以下のように見出すことができた。

行政法および行政法の基本原則の生成ないし展開・変遷の要因 その普遍性と固有性
民主主義・人権保障原則を確立する憲法の構造的転換

東アジア4カ国の行政法および行政法の基本原則の生成ないし展開・変遷の要因について、まず年代の違いがあるものの、日本、台湾および韓国ではいずれも、民主主義、人権保障原則を確立する憲法の構造的転換が行政法および行政法の基本原則の展開に著しく影響を与えた最大要因であり、それがなければ実質的法治への転換が困難であろう。行政法は法治、人権保障、民主主義という憲法上の原則を具体化する法であり、行政法の基本原則もそれらの憲法上の原則に密接に関連し、行政法と憲法は不可分な関係にあり、憲法上の原則と行政法の原則との共通原則が多いことをこの3カ国の実践でも証明できている。実質的法治、民主主義、人権保障が3カ国で共有する普遍的価値であろう。また、民主化に至るまでの要因は、それぞれの歴史や社会的構造の変化に由来するが、台湾の場合、民主化のインセンティブには独特なアイデンティティーの変化である「台湾化」がある。一方、民主集中制を採る中国では、市民社会、権力分立からの国家権力の統制という発想や歴史はなく、国家権力への統制について権力機関のみによるもので、行政権への統制において国民が行政権への「監督者」または「統制者」としての位置づけは認められず行政法上の法律関係において国民の法的位置づけが認められないとされている。

また、中国は、他の3カ国と徹底的に大きく異なるのが行政法と憲法との関係にある。日台韓の3カ国は、行政法は「自発的」に有意義的に発展することができず、憲法の構造的転換によってはじめて展開していき、行政法と憲法とは不可分な関係にあることが歴史的にも論証できている。これに対して中国は、行政法と憲法との関係について不明確といわざるをえない。党国が主導して進めてきた、行政法の基本原則として定着されている行政の合法性の原則は、憲法上の原則とはなっておらず、憲法で掲げられる社会主義的法治国家と行政の合法性の原則との論理的連関性についても納得する説明が見つからない。依法治国・依法行政の実効性を担保する法令・行政活動の違憲審査制度が事実上存在せず、依法治国・行政法治違反、人権侵害の法令や行政活動への是正措置が不可能である。結局、依法治国・行政法治が憲法上の人権保障などの原則と無関係に発展することとなっている。

イ 政治的要因

政治的要因が行政法の発展に影響を与えたことは、4カ国の間に共通するであろう。だが、影響の程度の差や影響の範囲の広狭に4カ国の間に異なる。

ウ 行政通則法律の整備を含む立法改革

東アジアにおいて行政通則法律の制定状況および基本原則の立法状況について、4カ国とも制定している行政通則法律は行政救済通則法のみ（行政内部救済法と行政訴訟法）である。行政手続法、情報公開法、個人情報保護法について、日台韓の3カ国が制定しているが、中国のみが未制定である。ただし中国の行政手続の立法について、国レベルの行政手続法は未制定であるが、地方政府レベルで湖南省行政手続条例、山東省行政手続条例がある。また、行政手続法の一部をなすとみることのできる行政許可法がある。行政罰法、行政執行法・行政強制法については、台湾、中国が制定しているが、日本、韓国が未制定である。全体として、行政通則法律の整備に最も積極的なのは台湾である。行政通則法律の改正の頻度および内容についても、全体として台湾は改正の頻度が多く改正内容も幅広く、立法改革に最も積極的である。日本は立法改革に消極

的であり、韓国も 1994 年行政訴訟法改正以来、目立つ動きがみられないが、2019 年以降行政法の基本原則に関する基本法にあたる「行政基本法」の制定に向けての動きがみられる。中国も近年大きな改正に慎重である。

また、行政通則法律における基本原則の立法状況をみると、台湾行政手続法はドイツ連邦行政手続法をモデルにし適用対象の行政活動を広くカバーするとともに実体的および手続的規定を多く盛り込んだもので、行政法の基本原則の殆どを明文化している。中国は行政手続法が未制定であるが、湖南省行政手続条例、山東省行政手続条例では、法律による行政の原則、平等原則、比例原則、透明性原則、参加権保障の原則、効率性の原則、信頼保護の原則が明文化している。行政許可法では法律による行政の原則、公開の原則、公正の原則、平等原則、適正な手続の原則、信頼保護の原則、公益の原則が明記されている。それに対して、立法に慎重である日本と韓国行政手続法は対象行政活動が限定的であり手続的規定が中心的で、その中で明文化する基本原則がまだ限定的であるが、近時、韓国では信頼保護の原則、比例原則、不当連結禁止の原則の明文化を盛り込む「行政基本法」の制定の動きがみられ、基本原則の立法化へと動いている。また、行政内部救済法、行政訴訟法において裁量濫用禁止の原則、適正な手続、公開の原則が立法化していることが 4 カ国で共通しているとみてよいであろう。さらに、基本原則の確立状況と合わせてみると、日本、韓国は立法化していないが、裁判例で確立している基本原則が少なくない。中国は学説による継受の段階にある基本原則が多く、裁判例で明確な基本原則の適用例がまだ少ない。

立法改革のインセンティブについて、やはり 4 カ国には違いがみられる。台湾と韓国は、社会の要請及び司法の積極的判断がある。これに対して日本は全体として立法改革に消極的であり、大きな外在的要因がない限り立法改革の大きな変動を避けるという法文化が定着している。中国は全体として 1990 年代以降積極的に立法が進められてきたが、独特な権力統制観と党国の一体化により、党による立法が固く形成されている。立法改革のインセンティブはやはり 1 党による。

工諸次元のグローバル化

グローバル化の行政法への影響の程度や範囲につき、4 カ国の間に相違がみられる。日本では 1990 年代からグローバル化の社会に対応するための、行政組織改革、行政通則法律の制定改正など行政改革が積極的に行われ、グローバル化の行政法への影響が最も大きいといえる。台湾はヒトのグローバル化による変化が顕著に現れ、それによる立法改革がみられ、司法にも徐々に問題が顕在化しつつある。中国はグローバル化と行政法をめぐる論議があまり見られない。

行政法全体の様相

学説の全体的状況について、日本は特殊的な対外的関係の影響で、法治主義について大陸法対英米法という構図、公法私法二分論、裁判管轄の在り方をめぐって大きな論議があり、また二元的な法体系の問題もなお残存している。韓国は 1984 年の行政訴訟法改正と行政審判法制定を契機に学説と実務との交流が始まり独自の課題を追究することになっている。また、二元的な法令違憲審査制の下で憲法裁判所と大法院(行政法院)との権限配分・裁判管轄の問題がある。だが、処分性の概念をめぐって憲法裁判所と大法院との間に不一致があったものの、実効的な権利救済の観点から両機関の調整により最終的に見解が一致化することになっている。司法機関の緊張関係や調整を経て権利救済の原点に立ち返って権限配分・裁判管轄の問題が解消され実効的な権利救済の原則が定着され、それによって行政法の基本原則への意識転換につながったという点で特徴的であろう。これに対して台湾は 1990 年以降ドイツ型に傾斜しており、英米法理論などの論議が比較的少なく、公法私法二分論や裁判管轄の問題(普通裁判所と行政裁判所との管轄)はそれほど問題となっていない。中国については独特な権力統制観に基づくものがなお残存していると同時に、外国法を積極的に摂取していることが明らかである。そのうち、台湾法の摂取が非常に大きいこともわかる。しかし中国の憲法構造に相容れないものや学説で消化しきれないものが多く、いかに中国の憲法構造との整合性を図りながら摂取するか、摂取した外国法をいかに中国に浸透させるかという問題を抱えていることから、学説全体は百家争鳴で、しかも流動的であり、どの方向へ向かうとするか、不透明であろう。

裁判実務の様相について、裁判実務が最も活発的で司法が積極的なのは台湾及び韓国である。これに対して日本の裁判実務では国民からも司法自身も消極的であると定審的な評価がなされている。一方、中国は、民主集中制下、全人代の監督に服する人民法院に、「裁判の独立」が認められるが、「司法の独立」は認められない。しかし党国の一体化という政治体制と合わせて考えると、「裁判の独立」も虚偽のものといわざるをえない。2000 年以降指導案例が公表されているが、指導案例の法的拘束力の有無について定説がないのが現状である。また行政法の基本原則に関する裁判例をみたように、基本原則の適用に関する論理が不十分な裁判例が多く、裁判による法形成の土台がまだ築かれていない。

行政法の基本原則全体の様相

行政法の基本原則と他の法分野の原則との関係について、中国以外の 3 カ国は、行政法の基本原則は憲法上の原則、民事法上の原則と共通するものが多く、行政法独自の原則に限られるという点で共通するであろう。例えば用語の違いがあるものの、「法律による行政」、「依法行政」、「法治行政」が行政法の基本原則として位置づけられ、いずれも憲法上の原則でもあるという点で共

通する。明確性の原則、平等原則、比例原則、適正な手続の原則も同様であり、憲法上の原則であり行政法の原則である。不当連結禁止の原則については台韓に憲法と行政法の共通原則とされているが、日本については憲法上の原則との関係であまり議論がみられないようである。信頼保護の原則についても台韓に憲法と行政法の共通原則とされているが、日本では行政法の原則である点で異論がないが、憲法上の原則かについては議論がみられないようである。

次に、東アジア4カ国における行政法の基本原則の確立状況について、法治国・法による行政の原則は、4カ国の間に用語や意味内容の違いがあるものの、確立しているといえよう。意味内容について中国は「法」、「行政の合法性」の意味は他の3カ国と異質的なものがある。そのほか、平等原則、裁量濫用禁止の原則、公正・公平の原則、公益の原則も4カ国で確立している。また、中国のみが形成途中で他の3カ国で確立しているものは、比例原則、信頼保護の原則、適正な手続の原則がある。中国のみが未形成で他の3カ国で確立しているものは、明確性の原則、誠実信義の原則、透明性の原則がある。さらに、効率性の原則は、中国で確立しているといえるが、他の3カ国で形成途中といえる。

以上を踏まえて、東アジア4カ国における行政法の基本原則の到達点について、以下の3つのレベルで評価した。まず4カ国に確立の原則として存在しているのは、法による行政の原則、平等原則、裁量濫用禁止の原則、公正・公平の原則、公益の原則の5つであろう。次に4カ国のうち中国ではいまだ確立していないものの、これまでの原則の継受の状況などから確立可能であろうと考えて現時点で形成途上の原則として存在しているのは、比例原則、信頼保護の原則、適正な手続の原則、誠実信義の原則の4つであろう。さらに4カ国のうち中国ではいまだ受け入れられていないものの、これまでの原則の継受の状況などから将来的には受け入れられる可能性があり、受け入れ可能な原則として考えられるのは、明確性の原則、透明性の原則であろう。

(4) 東アジアにおけるグローバルな行政活動の共通原則案の提言

本研究では最後にソフト・ロー（非拘束的合意）としてグローバルな行政活動の共通原則案を以下のように提言した。

法によるグローバルな行政の原則：東アジアでは、グローバルな行政活動への法的統制について最重要なのは、法によるグローバルな行政の原則であろう。日本、台湾および韓国は、法治主義や法治国という憲法上の基本原則や「法による行政」の原則が定着している。中国は独特な権力統制観や法治観を有するが、「法」の内容を問わなければ「法により国を治める」や「行政の合法性」という方向性は明確である。「法によるグローバルな行政」の原則が4カ国に受け入れられるであろう。ただ問題はここでいう「法」の意味である。ここにいう「法」は、超国家組織立法が存在しないため、依拠する「法」は、少なくとも4カ国法の最大公約数的なもの（最低基準）、平均的なもの（平均的基準）、あるいは最厳格なもの（最厳格基準）の3つの考え方があろうが、東アジア人の人権保障につき各国の人々に差をつけるべきでなく、すなわち同質的なものであるべきと考えるならば、4カ国の最厳格な基準によるのが望ましいであろう。例えば、法律の優位の原則に関して、法律のグローバルな行政に対する優位という意味であるが、ここでいう「法律」は超国家組織立法がないことで、少なくとも4カ国の最大公約数的なもの（最低基準）、平均的なもの（平均的基準）、あるいは最厳格なもの（最厳格基準）の3つの考え方があろうが、最厳格基準によれば、4カ国のうちの最厳格な国の法に違反してはならない、ということになる。

法によるグローバルな行政の原則以外のグローバルな行政法の基本原則として、明確性の原則、平等原則、比例原則、信頼保護の原則、適正な手続の原則、透明性の原則、誠実信義の原則、裁量濫用禁止の原則、公正・公平の原則、グローバルな公益の原則を挙げた。そのうち特に言及すべきは適正な手続の原則、透明性の原則、グローバルな公益の原則である。

適正な手続の原則についてとくに問題となるのが適正な手続きの内容である。前述の「法によるグローバルな行政の原則」と同様に、少なくとも4カ国の最低基準、平均的基準、最厳格基準の3つの考え方がありうるが、東アジア人の人権保障が同質であること、行政過程における民主的な手続きの必要性を前提にするならば、4カ国のうち最厳格な基準、すなわち手続的保障の最も手厚い国の法によるのが望ましいであろう。例えば、グローバルな行政活動が不利益処分である場合、それをする前に聴聞・公聴会の要否について4カ国のうち聴聞・公聴会を要する国がある場合、そのグローバルな行政活動を行う前に聴聞・公聴会を要することになる。理由の付記の場合も同様である。

透明性の原則について、グローバルな行政活動がどの範囲まで公開するかについて前述の「法によるグローバルな行政の原則」、適正な手続の原則と同様に、グローバルな行政活動の透明化の意義を考えるならば、4カ国のうち最厳格な基準、すなわち透明化の程度の最も高い国の法によるのが望ましいであろう。例えばグローバルな政策形成の場合、政策の過程が公開するか、どこまで公開するかについて、4カ国のうち公開の程度が最も高い国の法により、そのグローバルな政策形成の過程をその程度で公開することになる。

グローバルな公益の原則について、それがグローバルな行政活動に適用される場合、グローバルな行政活動は4カ国の共通利益、すなわちグローバルな公益を実現することを基本目的とすることを意味する。具体的には、グローバルな行政活動（純粋グローバルな行政活動、非純粋グローバルな行政活動、公私協働型のグローバルな行政活動を含む）が各国ないし各国の人々に対し共通利益に適合するものでなければならない、ということである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 蔡秀卿	4. 巻 27巻4号
2. 論文標題 台湾における公民投票制度とその実態 国政レベルを中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 (立命館大学)政策科学	6. 最初と最後の頁 267～285
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 蔡秀卿	4. 巻 81号
2. 論文標題 台湾における行政法の基本原則	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 141～149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 蔡秀卿	4. 巻 81号
2. 論文標題 中国における民主集中制行政法の基本原則	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 158～165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 蔡秀卿	4. 巻 775号
2. 論文標題 台湾でアジア初の同性愛者婚姻法の制定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 1～6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尹龍澤	4. 巻 81号
2. 論文標題 韓国における行政法の基本原則の変化とその要因 行政訴訟と憲法訴願の関係を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 150 ~ 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尹龍澤	4. 巻 -
2. 論文標題 情報公開制度をめぐる最新の動向－韓国	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 諸外国における情報公開制度に関する調査研究 報告書	6. 最初と最後の頁 311 - 360
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 稲葉一将
2. 発表標題 日本における行政法の基本原則
3. 学会等名 比較法学会・ミニ・シンポジウム「東アジアにおける行政法の基本原則の比較研究」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 蔡秀卿
2. 発表標題 台湾における行政法の基本原則
3. 学会等名 比較法学会・ミニ・シンポジウム「東アジアにおける行政法の基本原則の比較研究」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 尹龍澤
2. 発表標題 韓国における行政法の基本原則の変化とその要因 行政訴訟と憲法訴願の關係を中心に
3. 学会等名 比較法学会・ミニ・シンポジウム「東アジアにおける行政法の基本原則の比較研究」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 蔡秀卿
2. 発表標題 中国における民主集中制行政法の基本原則
3. 学会等名 比較法学会・ミニ・シンポジウム「東アジアにおける行政法の基本原則の比較研究」
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 蔡秀卿、尹龍澤、稲葉一将	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数
3. 書名 東アジアにおける行政法の生成と展開 基本原則の比較研究及び共通原則試論	

1. 著者名 市川正人、大久保史郎、斎藤浩、渡辺千原、坂田隆介、北村和生、宮脇正晴、松宮孝明、湊野貴生、吉田美喜夫、吉村良一、秋葉丈志、村松昭夫、佐藤伸彦、谷本圭子、平野哲郎、見平典、李国運、蔡秀卿、林来梵	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 517
3. 書名 現代日本の司法 「司法制度改革」以降の人と制度	

1. 著者名 花房博文、宮崎淳、大野武、尹龍澤等	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 884
3. 書名 土地住宅の法理論と展開	

1. 著者名 陳新民、林錫堯、陳春生、蔡志方、蔡秀卿、陳愛娥、陳立夫、闕銘富、林素鳳、吳萃芳、范姜真微、程明修、詹鎮榮、范文清、高仁川、呂理翔	4. 発行年 2018年
2. 出版社 台湾・新学林	5. 総ページ数 528
3. 書名 台湾公法的（執の下に土）基与前瞻（下冊）	

1. 著者名 畑博行、小森田秋夫、高井裕之、高橋利安、孝忠延夫、佐藤潤一、高田敏、平松毅、百地章、尹龍澤、杉田憲治、全理真、永田秀樹、荻野芳夫、二宮正人、永井康之、光信一宏、武居一正、佐藤史人、荒井信之	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有信堂	5. 総ページ数 628
3. 書名 世界の憲法集（第五版）	

1. 著者名 Kee-Young YEUN, Dimitrios P. PANAGIOTOPOULOS, Klaus VIEWEG, Stawomir FUNDOWICZ, Anna Di GIANDOMENICO, Hongjun MA, Maria Francesca SERRA, O.A. KASHURO, E. LUBRANO, Yong-Taek YOON, Valentina PORZIA, Rui Alexandre JESUS, Steve CORNELIUS, Cheonsoo KIM, Seok-Chan YOON etc.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 CHAEK YEARN PUBLISHING CO. Seoul, Republic of Korea	5. 総ページ数 530
3. 書名 Sports Law-Present and Future	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	尹 龍澤 (INN RYUTAKU) (50151767)	創価大学・法務研究科・教授 (32690)	
研究 協力者	稲葉 一将 (INABA KAZUMASA)		